

# GCA FAS News

July 2017

Vol.35



*For Client's Best Interest*



**GCA FAS**

# ストック・オプションに関する会計・税務処理

## GCA FAS 株式会社

### 【本号の内容】

1. はじめに
2. スtock・オプションの種類
3. スtock・オプションの会計処理
4. スtock・オプションの税務
5. 有償ストック・オプションを活用した課題解決策
6. おわりに

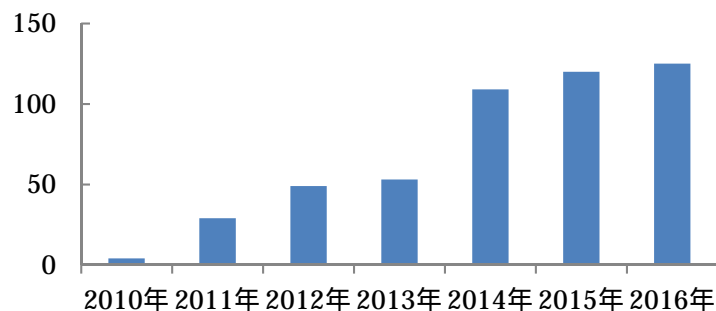
### 1. はじめに

従来、我が国では有能な人材を確保する目的で会社のキャッシュアウト負担のない株式報酬制度としてのストック・オプションが広く導入されてきましたが、近年、中長期的な業績や株主価値と連動するインセンティブプランとして企業がその従業員等に対して新株予約権を付与する場合には、当該新株予約権の付与に伴い当該従業員等が一定の額の金銭を企業に払い込む取引である「有償ストック・オプション」の発行事例が増えてきています。

しかし、当該有償ストック・オプションに関する会計処理の取扱いは現行の日本基準の下では明確ではないため、企業会計基準委員会(ASBJ)は、実務対応報告公開草案第52号「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い(案)」及び企業会計基準適用指針公開草案第57号(企業会計基準適用指針第17号の改正案)「払込資本を増加させる可能性のある部分を含む複合金融商品に関する会計処理(案)」を公表しています。

本稿では、ストック・オプションの基本的な類型とその会計と税務の取扱いについて解説するとともに、最近注目を集めている信託を活用したストック・オプション制度について解説致します。

図表1 有償ストック・オプションの発行社数推移



出所:適時開示に基づき GCA FAS にて作成

ストック・オプションには大きく分けて3種類存在する

## 2. スtock・オプションの種類

ストック・オプションは新株予約権のうち、特に会社がその従業員や役員に報酬として付与するものを指します。

ストック・オプション制度は、大きく無償ストック・オプションと有償ストック・オプションに分類されます。有償ストック・オプションは、ストック・オプション付与時に付与対象者からの金銭等の払込が必要とされるもので、資金調達の効果をもっています。また、無償ストック・オプションは、ストック・オプション付与時に付与対象者からの金銭等の払込が不要であり、条件によって業績連動型ストック・オプション、株式報酬型ストック・オプションとに分類されます。

ストック・オプションの付与対象者となる役職員にとっては、いずれも株価上昇、企業価値の向上がインセンティブとなる報酬制度となっています。一方で、付与者となる会社にとっては、企業価値等の向上に加え財務の余裕がなくても将来的なインセンティブを絡めて優秀な人材を集めることができる側面もあります。

図表2 スtock・オプションの種類

類型	定義	効果
業績連動型 ストック・オプション(無償)	権利行使条件として一定の業績条件を付し、権利行使価額を付与時点の株価以上に設定するもの	権利行使時までには権利行使条件を達成しており、「(株価) > (権利行使価額)」であれば、「(権利行使時点株価) - (権利行使価額)」が報酬となる
株式報酬型 ストック・オプション(無償)	上記、業績連動型ストック・オプションの内容の権利行使価額を非常に低い金額(例えば1円)に設定するもの	株式自体を報酬として付与しているのと同等の効果があり、「(権利行使時点株価) - (権利行使価額)」が報酬となる
有償ストック・オプション	上記、業績連動型ストック・オプションの内容となるが、付与時に金銭等の払い込みを行うことで購入(従業員自身が購入の意思決定を行う。)	権利行使時までには権利行使条件を達成しており、「(株価) > (権利行使価額)」であれば、「(権利行使時点株価) - (権利行使価額)」が報酬となる

有償ストック・オプションの会計処理は現行の日本基準では選択適用となっている

### 3. スtock・オプションの会計処理

#### (1) 現行の会計処理

無償のストック・オプションは企業会計基準第8号「ストック・オプション等に関する会計基準」(以下、「ストック・オプション等会計基準」)が適用されますが、有償ストック・オプションは前述のとおり明確な基準がなく現行の日本基準では企業会計基準適用指針第17号「払込資本を増加させる可能性のある部分を含む複合金融商品に関する会計処理」(以下、「複合金融商品適用指針」)による会計処理またはストック・オプション等会計基準が適用されます。

図表3 各ストック・オプションの適用会計基準

類型	適用会計基準
業績連動型ストック・オプション(無償)	ストック・オプション等会計基準
株式報酬型ストック・オプション(無償)	ストック・オプション等会計基準
有償ストック・オプション	複合金融商品適用指針 または ストック・オプション等会計基準

付与時から権利行使時もしくは失効時における会計処理はそれぞれ以下のとおりです。

類型	ストック・オプション 会計基準(無償)	ストック・オプション 会計基準(有償)	複合金融商品適用 指針
付与日		払込金額を新株予約権に計上	同左
付与日 ~権利 確定日	付与日における公正な評価額を付与日から権利確定日までの期間にわたって費用処理するとともに、対応する金額を新株予約権に計上	付与日における公正な評価額から発行に伴う払込金額を差し引いた額を付与日から権利確定日までの期間にわたって費用処理するとともに、対応する金額を新株予約権に計上	

類型	ストック・オプション 会計基準(無償)	ストック・オプション 会計基準(有償)	複合金融商品適用 指針
権利行使時	(新株発行) 新株予約権の帳簿 価額と権利行使に 伴う払込金額(権 利行使価額)の合 計額を資本金また は資本準備金に振 替  (自己株式処分) 新株予約権の帳簿 価額と権利行使に 伴う払込金額(権 利行使価額)の合 計額と処分する自 己株式の帳簿価額 との差額をその他 資本剰余金として 処理	同左	新株予約権を資本 金に振替
失効時	新株予約権を取崩 し特別利益に計上	同左	同左

## (2) 公開草案の内容

当該公開草案は、有償ストック・オプションの会計処理の方法を明確にしています。上記のとおり、従来、有償ストック・オプションは複合金融商品適用指針による会計処理またはストック・オプション等会計基準の選択適用の余地がありました。しかし、当草案の内容によれば有償ストック・オプションはストック・オプション等会計基準に準拠した取り扱いを求めている内容となっています。

ただし、当基準の公表日前に発行した有償ストック・オプションについて複合金融商品適用指針を採用している場合、「有償ストック・オプションの概要」と「採用している会計処理の概要」の注記をすることで、従来採用していた会計処理を継続することができるとされています。

従って、当基準の公表日後に有償ストック・オプションを発行する際、従来では有償ストック・オプションを複合金融商品適用指針に則って処理していた会社については、ストック・オプション発行に伴って費用が増大する可能性があることに留意が必要です。

無償ストック・オプションは、税制適格か非適格かで発行会社と新株予約権者の課税関係が変わる

#### 4. スtock・オプションの税務

無償ストック・オプションに係る税務上の処理は、税制適格か税制非適格かにより異なります。一方で有償ストック・オプションについては、時価による取得または購入の場合、他の有価証券の取得または購入と同じ扱いになるため、譲渡時に払込価額(有償ストック・オプション発行時と権利行使時の合計)と株式売却代金との差額が課税されるのみとなります。

税制適格要件は、以下のとおり全ての要件を充たした際に適格ストック・オプションとなります。

図表4 スtock・オプションの税務上の適格要件

区分	内容
発行形態	会社法 238 条 2 項の決議に基づいた無償発行であること
付与対象者	会社及びその子会社の取締役(執行役含み、監査役を含まない)または使用人である個人、またはこれらの相続人であること
	大口株主及び大口株主の特別関係者に該当しないこと
権利行使期間	付与決議後、2 年を経過した日から 10 年を経過する日まで
権利行使限度額	権利行使者の権利行使価額年間合計額が、1,200 万円以下であること
その他適格要件	1 株当たりの権利行使価額がストック・オプション付与契約時の株式時価以上であること
	当該新株予約権に譲渡禁止規定が付されていること
	会社法 238 条 1 項の規定に反しないこと
	権利行使により取得した株式が証券会社等に保管委託されること
	上記証券会社等は、取得株式等の受け入れまたは交付その他の移動状況に関する法定調書を、毎年 1 月 31 日までに本店所在地の税務署長に提出していること
	会社は、新株予約権の付与に関する調書を、その付与をした翌年 1 月 31 日までに本店所在地の税務署長に提出すること
	新株予約権を付与された者が、付与決議日において大口株主及びその他特別関係者に該当しないことの誓約書を発行会社に提出すること。さらに、権利行使日の属する年の他の新株予約権の行使の有無などその他財

区分	内容
	務省令に定める事実を記載した書面を発行会社に提出すること。

一般的に、適格要件を充たすように設計されるのが業績連動型ストック・オプションです。一方で、株式報酬型ストック・オプションについては、行使価額が1円とされているケースが多いことから、権利行使価額に関する適格要件を満たさないことが多いです。

では、ストック・オプションが税制適格か税制非適格かで税務上の取扱いはどのように異なるのでしょうか。新株予約権者(役員・従業員)及び発行会社のそれぞれにおける税務上の取扱いについて以下解説致します。

#### (1) 新株予約権者の課税関係

新株予約権者の税務上の処理としては、税制非適格ストック・オプションのケースでは、権利行使時に当該時点の株価と権利行使価格との差額が給与所得として課税され、株式売却時に当該時点の株価と権利行使時点の株価との差額が譲渡所得として課税される一方で、税制適格ストック・オプションは、権利行使時には課税は繰り延べられ、株式売却時に当該時点の株価と権利行使価額との差額が譲渡所得として課税されます。

**図表 5 新株予約権者の適格と非適格の違い**

時点	税制適格	税制非適格
付与时	-	-
権利行使時	-	給与所得課税 (権利行使時の株価 - 権利行使価額)
株式売却時	譲渡所得課税 (譲渡対価 - 権利行使価額)	譲渡所得課税 (譲渡対価 - 権利行使時の株価)
失効時	-	-

#### (2) 発行会社の課税関係

発行会社の税務上の処理として、役務提供に係る費用の額(会計上で費用計上した合計額と一致)は、原則として所得税法に規定する給与所得等(給与所得、事業所得、退職所得及び雑所得)の

課税事由が生じた日の属する事業年度に帰属することと定められています。

前述のとおり、税制非適格ストック・オプションのケースでは、権利行使時にストック・オプション被付与者の給与所得等にて課税されるため、一定の要件を充たせば役務提供に係る費用の額を損金に算入することができる一方で、税制適格ストック・オプションは権利行使に課税が繰り延べられ売却時は譲渡所得にて課税されることから、役務提供に係る費用の額を損金算入することができません。

**図表 6 発行会社における税制適格と非適格の違い**

時点	税制適格	税制非適格
付与时	-	-
権利行使時	-	権利行使された日の属する事業年度において損金算入可
株式売却時	-	-
失効時	- (益金不算入)	- (益金不算入)

**図表 7 スtock・オプションの損金算入の要件**

項目	内容
対象となる法人	新株予約権を発行した内国法人
対象となる新株予約権	個人の役務提供の対価として付与された譲渡制限付の新株予約権
損金算入の時期	付与を受けた個人に給与所得等の課税事由が生じたとき
損金算入額	新株予約権の発行時の価額(原則は、会計上費用計上された金額の合計額と一致)
手続要件	確定申告書への新株予約権の発行時の価額等に関する明細書の添付が必要

\*所属税法施行令 84 条に規定する権利の譲渡についての制限その他特別の条件が付されている権利に該当しない場合は、行使した新株予約権は、損金算入要件を充たす新株予約権に含まれないものとなっている



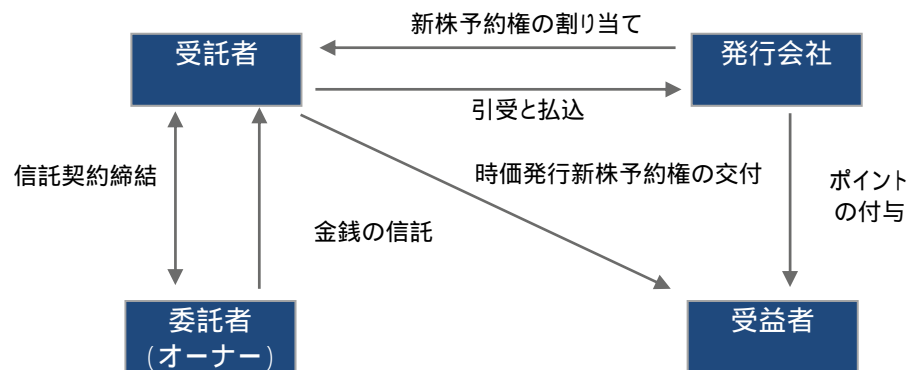
信託活用型新株予約権インセンティブプランの活用による従来のストック・オプションの課題の解決

## 5. 有償ストック・オプションを活用した課題解決策

これまでのストック・オプション制度では、付与段階で付与対象者と株式数を決定する必要があるため、中期又は長期に向けたインセンティブを目的として付与しているにもかかわらず、付与後の対象者の貢献度と交付される株式数が対応しない等の実務上の課題があります。

この解決策として最近オーナー会社のなかで注目を集めているのが、従業員へのインセンティブ付与を目的として、信託を設定して有償ストック・オプションを発行し、受託者にて一定期間保管の後に発行会社の従業員等に会社への貢献度に応じて当該ストック・オプションを分配するという、「(オーナー型)信託活用型新株予約権インセンティブプラン」です。

<スキーム図>



当該プランには以下のようなメリットがあります。

- ✓ 新株予約権発行時に付与対象者や数を決める必要がない
- ✓ 新株予約権発行後に入社した従業員等にも当該新株予約権を付与することが可能
- ✓ 優秀な人材の獲得にあたっての誘因手段
- ✓ 従業員等の貢献度に応じた新株予約権の付与が可能
- ✓ 限られた個数の新株予約権を従業員等で分配することからより会社への貢献意欲が向上
- ✓ 従業員等には、税制適格ストック・オプションと同様、株式譲渡時のみに課税

一方、デメリットとしては新株予約権を有償で取得することから、新株予約権発行時に資金負担が必要となる点が挙げられます。

当該スキームを導入している事例はまだ少ない状況ではありますが、最近採用する企業も増えてきており、これまでに時価発行新株予約権信託を導入している上場会社は以下の9社です。（適時開示に基づき列挙）

- ✓ 株式会社ヘリオス
- ✓ 株式会社マーキュリアインベストメント
- ✓ Klab 株式会社
- ✓ 株式会社ディー・ディー・エス
- ✓ 日本商業開発株式会社
- ✓ 株式会社 IDOM
- ✓ 株式会社 PR TIMES
- ✓ 株式会社インベスターズクラウド
- ✓ パイブドHD 株式会社

過去の実績等を基に付与対象者と株式数を決定する必要がある従来のストック・オプション制度と比べて、将来の貢献度に応じてストック・オプションが割り当てられることで、実質的な平等感が得られ従業員のインセンティブがより向上すると考えられます。

今回は、委託者がオーナーであるパターンを記載させていただきましたが、委託者が発行会社となることもスキーム上考えられます。ただし、税法をはじめとして法的に明確になっていない部分があるため、発行会社が委託者になる場合は、更なる法的なクリアランスを確保することが必要です。

## 6. おわりに

現行の日本の会計基準では有償ストック・オプションについての会計方針は選択適用の余地がありますが、公開草案の内容で会計基準が改正される場合、これまでに生じていなかった費用の計上が必要となる可能性がありますので、今後の動向に注目したいと思います。また、ストック・オプションの発行による費用影響額を含めた財務インパクトを把握するうえでは、ストック・オプションの公正価値を測定することが不可欠になります。本稿では触れておりませんが、ストック・オプションの公正価値測定は複雑な計算を伴い、外部専門家による評価が求められますので、ストック・オプションの新規発行を検討する際には、事前に外部専門家への確認を合わせて行うことが重要です。

ここに記載されている情報は概略的な情報を提供する目的で作成されたものです。したがって一般的な参考目的の利用に限られるものとし、個別にプロフェッショナルからのアドバイスを受けることなく本書の情報を基に判断し行動されないようにお願いします。本書に含まれる情報は正確性、完全性、目的適合性その他いかなる点についてもこれを保証するものではありません。本書に含まれる情報に基づき行動または行動をしないことにより発生した結果について、GCA FAS はいかなる責任、義務も負いません。

**お問い合わせ:**

**GCA FAS 株式会社**

**〒100-6230**

**東京都千代田区丸の内 1-11-1 パシフィックセンチュリープレイス丸の内 30 階**

**TEL:03 6212 1850 (代表)**

**E-mail:info@gcafas.com**

**http://www.gcafas.com/**